

気象警報発令時の授業について（お知らせ）

気象庁による気象警報発表時の授業の扱いについて、児童生徒の安全と教育活動の確保に配慮して以下のように扱うことといたしました。保護者におかれましては、この趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

授業を行うかどうかは、市川市における次の気象警報の発表状況で決定する。

特別警報 : 大雨 暴風 暴風雪 大雪 波浪 高潮
警報 : 大雨 洪水 暴風 暴風雪 大雪 波浪 高潮

家庭での情報源は、次のいずれかとします。

- ・地上デジタルNHKテレビD1のデータ情報「気象情報」
- ・気象庁ホームページ「防災気象情報」→「気象警報・注意報 千葉県」

http://www.jma.go.jp/jp/warn/318_table.html

○市川市に気象警報が発表された場合は、自宅待機とします。

○気象警報が解除された場合の授業については以下の通りにします。

気象警報解除時刻	始業時刻の変更および臨時休校	学校からの連絡
午前6時までに解除された場合	通常始業。 平常通り登校。	6時に気象警報が発表されている場合、メールメイトを使って、本通知に従うことを配信。
午前6時から7時までの間に解除された場合	第2校時から授業実施。	
午前7時から8時までの間に解除された場合	第3校時から授業実施。	
午前8時から9時までの間に解除された場合	第4校時から授業実施。	
午前9時から10時までの間に解除された場合	第5校時から授業実施。	
午前10時に解除されていない場合	臨時休校とする。	ホームページに臨時休校の旨を掲載。

【注意事項】

- ・6時前に登校する通学生については、気象警報が発表されそうな状況のとき、気象警報発表の有無を確認するまで自宅で待機させてください。その後については、上記の表に従ってください。登校時間に遅れた場合においても遅刻扱いにはいたしません。
- ・児童生徒の居住地、通学経路等に、気象警報が発表されている場合、児童生徒の登校は上記の表に従ってください。登校できない場合においては、児童生徒は欠席扱いにいたしません。
- ・授業中に上記の表の気象警報が発令された場合は、状況に応じ学校の判断で下校させます。ご理解ください。